

猪名川町の奨学生の申込み受付

今年4月新たに高校・大学・高専などの入学予定者で、経済的理由により修学が困難な学生に対する支援施策として、審査のうえ入学金の貸付を行っています。

▼対象者 経済的理由で修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短大・大学への入学予定者で、保護者が猪名川町に在住する人

▼貸付額

高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程) 15万円

(国公立)、30万円(私立)

大学・専修学校(専門課程) 20万円(国公立)、30万円(私立)

▼申込期間 1月10日(水)

県私学振興協会の私立高等学校入学貸付金の申込み受付

私立高等学校へ入学する生徒を対象に、入学資金貸付を行います。

▼対象者 学費負担者が兵庫県民で、平成18年度市(町)民税・県民税の課税総所得金額が319万5千円以下の入学者(500人以内)

▼貸付額 1人30万円以内(無利息)

▼申込期間

入学者選抜1次募集1月12日(金)～2月8日(木)

入学者選抜2次募集3月16日(金)～同26日(月)

▼申込先 県内の私立高等学校入学希望者は、希望の高等学校へ 県外の私立高等学校入学希望者は、社団法人兵庫県私学振興協会へ 問い合わせは、社団法人兵庫県私学振興協会(〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-3-13 兵庫県私学会館内、078-3321-2592)へ。

平成19年 成人式に出席を

とき：1月8日(祝) 午前10時 受付＝9時15分～

ところ：文化体育館

猪名川町では今年度成人になられた皆さんを祝い、成人の日に成人式を行います。多くの方のご出席をお待ちしております。

▼対象者 昭和61年4月2日(昭和62年4月1日生まれ)問い合わせは、生涯学習課(767・2600)へ。

▲昨年の成人式の様子

当日の内容

【第1部】 式典

【第2部】 若人の集い(漫才・ビンゴゲーム・ビデオレター・風あげ・軽食など)

消防出初式を開催

とき：1月14日(日) 午前9時30分～ 雨 天時は式典のみ

ところ：文化体育館・総合公園

消防職員による迫力のある演技

新年恒例の「消防出初式」を開催します。ご家族そろってお越しください。

ご来場の際は、猪名川中学校、白金小学校の駐車場をご利用ください。

▼内容 式典および消防署・消防団などによる行進や演技

当日は文化体育館駐車場、総合公園を使用しますので、図書館周辺の駐車場が混雑したり、消防団演技のため、公園の一部の立ち入りを制限することがあります。図書館などをご利用の方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

問い合わせは、消防本部(766・0119)へ。

平成19年度 臨時・嘱託職員候補者の登録

町が平成19年度中に雇用する臨時・嘱託職員は、原則として候補者名簿に登録されている人から選考します。

登録できる人は、65歳未満の人(平成19年度中に65歳になる人を含む)です。登録を希望する人は、総務課、日生・六瀬住民センターに備え付けの用紙に必要事項を記入し、期限内に総務課へ持参してください。資格職を希望の人は、登録証、免状など資格を証明するものの写しを必ず添付してください。

用紙は、町のホームページ(アドレスは、広報いながわ1面下部に記載)からダウンロードすることができます。

なお、登録有効期間は1年限りですので、平成18年度に登録されている人も改めて登録申請が必要となります。

受付期間 1月10日(水)～同31日(水)

問い合わせは、総務課(766-8708)へ。

臨時講師の登録受付

町教育委員会では、町立小・中学校および幼稚園の臨時講師登録を随時受け付けています。登録希望者は市販の履歴書に希望校種・教科を明記のうえ、持参または郵送で学校教育課(〒666-0243 柏梨田字前ヶ谷158-1)まで提出してください。

問い合わせは、学校教育課(766-6006)へ。

はい！ポーズ

はやし ゆうた 早石 優大くん 1歳5カ月(旭ヶ丘)

やの しょう 矢野 翔くん 1歳7カ月(つつじが丘)

食欲満点！いつも笑いをもたらし、家中笑顔でいっぱい！ずっと愛してるよ 今年もよろしくね。 父 幸治・母 泰子さん

食欲旺盛でわんぱくな翔。優香お姉ちゃんがだいすき 強く逞しく素直で優しい男の子に育ってネ！ 父 貴史・母 寿子さん

1月から3月のし尿収集日程

地区名	1月	2月	3月
肝川・銀山・広根	4	1	1
上野・柏梨田	5	2	2
紫合・猪名川荘苑	9	5	5
原・民田	10	6	6
上阿古谷	10	7	7
北田原	11	8	8
北田原	11	9	9
万善・槻並	12	9・13	12・13
木津・東上	15	14	14
木津	16	15	15
木間生・枋原・林田	17・18	16・19	16・19
笹尾	19	20	20
清水・清水東	22	20・21	22
仁頂寺・島倉	23	22	23
鎌倉	24	22	26
杉生	25・26	22・23	26・27
西畑・柏原	29・30・31	26・27・28	28・29・30

都合によって日程が前後することがあります

問い合わせは、生活環境課(766-8712)へ。

消費生活のアドバイス

> 169 <

ただより高いものはない SF(催眠)商法にご用心

「事例」駅前で「その角で粗品をあげる」と引換券を渡され、ティシュペーパーをもらいました。その後「集会場の中ではもっといいものがもらえる」と言って入場券を渡されました。集会場には20人くらい人がいて、男性が次々品物を出し「欲しい人は手を挙げて」というと一斉に手が挙がり盛り上がりつつありました。最後に健康布団の説明があり「特別に8000円で買える。3人だけ早いもの勝ち、欲しい人」と促されて手を挙げ契約書にサインをしました。その夜から使用し、翌日よく契約書を見ると、8000円は頭金で毎月7000円を36回払わなければならないことがわかった。

「健康食品などは開封したものだけ支払い、そのほかはクーリングオフ可能」

また、業者の説明に嘘があったり、帰してもらえなかった時などは契約をやめることができる場合もあります。

しまったと思ったら消費生活相談コーナーにご相談ください。

疑問な点は、消費生活相談コーナー(766・1110)へ。

「回答」事例はSF(催眠)商法といわれているものです。開めきった会場に案内し、次々と無料で食品や台所用品を配り、早い者勝ちゲームに引き込み、早く手を挙げるよう仕向けます。参加者は会場の雰囲気のみ込まれ、冷静な判断ができないうつ状態になり、高額な健康機器・布団・健康食品などを買わされます。人間の心理をうまく利用した販売方法です。

SF商法で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間使用していてもクーリングオフができます。